

# 中信柔道連盟会則

昭和60年	1月20日	全面改訂
平成 3年	2月 3日	一部改正
平成 4年	4月 5日	一部改正
平成 7年	4月16日	一部改正
平成 8年	2月25日	一部改正
平成12年	3月 5日	一部改正
平成16年	3月 7日	一部改正
平成19年	3月 7日	一部改正
平成22年	4月11日	一部改正
平成23年	4月 3日	一部改正
平成24年	3月18日	一部改正
平成25年	4月 7日	一部改正
平成26年	3月23日	一部改正
平成29年	4月 2日	一部改正
平成31年	3月31日	一部改正
令和 2年	3月15日	一部改正
令和 4年	3月13日	一部改正
令和 8年	3月14日	一部改正

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本会は中信柔道連盟と称し、その事務局は会長指定の所に置く。
- 第 2 条 本会は中信地区（松本東筑、塩尻、安曇野、大北、木曽）の柔道愛好者により組織された団体であり、長野県中信柔道連盟の構成団体である。

## 第2章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は柔道の振興、普及発展と会員相互の親睦はかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。
1. 大会、講習会等の開催及び援助
  2. 各地区柔道クラブ等の育成強化
  3. 柔道に関する調査、研究

4. 審判の養成ならびに資格認定に関すること
5. 段級位の審議及び推薦
6. その他第3条の目的達成のため必要な事項

### 第3章 会 員

- 第5条 本会員は次の会員をもって組織する。
1. 正会員 中信地区に在住、もしくは勤務する社会人の柔道愛好者。
  2. 学生会員 中信地区の大学、専門学校に通学する柔道愛好者。
  3. 特別会員 本会に入会を希望し、理事会において推薦され、承認された者。
- 第6条 正会員、学生会員ならびに特別会員は別に定める会費納入の規定に基づき、会費を納入するものとする。

### 第4章 役 員

- 第7条 本会は次の役員を置く。  
顧問若干名、会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、事務長1名、理事若干名、専門部長各1名、副部長若干名、各専門部員若干名、  
監事2名、幹事若干名、県柔道連盟以上の役員。
- 第8条 1. 顧問は振興普及に功績のあった者の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。  
2. 顧問は必要に応じ理事会、専門部会に出席して諮問に応ずる。
- 第9条 1. 会長は、理事会で選出し、総会の承認を得る。  
2. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 第10条 1. 副会長は総会で推挙する。  
2. 副会長は常に会長を補佐し、会務に参画し、総会及び理事会の議長となる。  
3. 会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第11条 理事の選出は次の基準による。
1. 理事は各地区推薦の代表者、松本東筑4、塩尻2、安曇野2、大北1、木曾1、各専門部長9、中体連1、高体連1、実業団1、昇段事務担当1、登録事務担当1、特別理事若干名（中信柔道連盟所属の長野県柔道連盟会長及び同連盟専門部長の職にある者）

とし会長が委嘱する。

2. 理事長、副理事長、事務長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 理事長は会長の命を受けて本会の会務を掌理する。
4. 事務長は理事長を補佐し、常に会務に参画する。
5. 副理事長は理事長事故あるときは、その職務を代行する。
6. 事務長は理事長を補佐し、常に会務に傘画する。

- 第 12 条
1. 監事は総会の決議により会長が委嘱する。
  2. 監事は本会の会計を監査する。定期監査は年 1 回行い、臨時監査は必要に応じて行うことができる。
  3. 監事は、理事会及び総会に出席し、監査の結果報告とこれに関係する意見を述べることができる。

- 第 13 条
1. 幹事は会長が委嘱する。
  2. 幹事は庶務、会計に従事する。

- 第 14 条
1. 役員の任期は 2 ヶ年とする。但し、再任は妨げない。
  2. 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
  3. 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでの間その職務を行う。

## 第 5 章 専門部会

- 第 15 条 本会は次の専門部を設け、会務を分掌執行する。  
競技部、強化指導部、審判部、普及部、審議部、  
形振興部、安全指導部、情報管理部、女子振興部

- 第 16 条 各部の分掌業務は次のとおりとする。

1. 競技部
  - (1) 大会の企画、運営に関すること。
  - (2) 大会記録の保存に関すること。
  - (3) その他大会開催に関すること。
2. 強化指導部
  - (1) 普及及び技術向上に関する講習会の企画、運営に関すること。
  - (2) 選手の強化指導に関すること。
3. 審判部
  - (1) 審判員の育成、研究に関すること。

- (2) 地区大会以上の審判員の編成に関する事。
- 4. 普及部
  - (1) 柔道の普及と向上に関する事。
  - (2) その他会長の特命事項に関する事。
- 5. 審議部
  - 段級審査に関する事。
- 6. 形振興部
  - (1) 形の振興に関する事。
  - (2) 形の指導、普及に関する事。
- 7. 安全指導部
  - 安全指導に関する事。
- 8. 情報管理部
  - ホームページ及び指導員の資格等の管理に関する事。
- 9. 女子振興部
  - (1) 女子柔道の振興と普及に関する事。
  - (2) その他会長の特命事項に関する事。

第 17 条 専門部には次の役員を置く。  
部長 1 名、副部長若干名、部員若干名  
役員を選出は理事会の推薦により会長が委嘱する。但し、審議委員は会長及び六段以上の会員とする。

第 18 条 専門部に関する細部の事項は別に定める。

## 第 6 章 会 議

第 19 条 本会の会議は次のとおりとする。

総会、理事会、審議会、その他会長が認めた会議

第 20 条 1. 総会は会長が招集し、役位の承認、本会の予算、決算、事業計画、その他重要事項を審議する。

2. 総会構成員次のとおりとする。

第 3 章に示す会員。

第 21 条 1. 理事会は会長が招集し、本会の運営、事業、予算、決算等を審議執行する。

2. 理事会の構成員は次のとおりとする。

会長、副会長、理事長、副理事長、事務長、理事、専門部長、

昇段事務担当者、登録事務担当者、監事、幹事

- 第 22 条 専門部会は必要に応じ会長の承認を得て部長が招集し、管轄事項の執行にあたる。
- 第 23 条 会議はすべて構成員（総会は第 7 条の役員）の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことはできない。但し、委任状をもってかえることができる。

## 第 7 章 会 計

- 第 24 条 本会の経費は、次のものをもってあてる。
1. 会費 2. 寄付金 3. 段位に関する収入 4. 大会参加費 5. 登録費 6. 収益金 7. その他の収入
- 会費は年額 3,000 円とし、全柔連登録時に納入するものとする。
- 第 25 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 付 則

- 第 26 条 本会速に基づく会務執行に必要な規定は別に定める。
- 第 27 条 本会に次の書類を備える。
1. 事務局  
諸規定綴、役員名簿、備品簿、会議録、事業記録、登録に関する綴、会計に関する綴、その他必要な書類
2. 専門部  
会議録、部員名簿、事業記録、その他必要な書類
- 第 28 条 本会則の変更は総会の議決を経なければならない。
- 第 29 条 本会会則は昭和 60 年 1 月 20 日から施行する。

## 中信柔道連盟諸手当及び旅費規程

### 【目的】

第 1 条 この規定は、中信柔道連盟会則第 26 条の規定に基づき、諸手当及び旅費の支給に関して基準を定め、本会の円滑な運営に資するとともに、会計予算の適切な運用をはかることを目的とする。

### 【支給基準】

第 2 条 諸手当及び旅費の支給は、会長が適当と認めた諸事業（会議、大会等）

（以下「公務」という）に会員が出席または参加した場合に各条で定める基準により支給するものとする。

### 【手当の種類】

第 3 条 公務として認め、支給対象とする種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事会手当
- (2) 昇段審査手当
- (3) 審議会手当
- (4) 形の講習会手当
- (5) 形の演技手当
- (6) 役員手当（会長、理事長、会計（正）、昇段事務担当者、登録事務担当者
- (7) その他会長が適当と認める会議及び大会手当

### 【手当の額】

第 4 条 1. 前条に基づき支給する手当の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事会手当 250 円
- (2) 昇段審査手当 200 円
- (3) 審議会手当 500 円
- (4) 形の講習会手当 750 円
- (5) 形の演技手当 1,500 円
- (6) 役員手当年額 7,500 円
- (7) その他会長が適当と認める会議及び大会手当 200 円

### 【旅費の種類】

第 5 条 第 3 条に基づき支給対象とする公務に関して支給される旅費の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地区内旅費 ○近距離（勤務地開催の会議等への出席はこの扱いにする）  
○中距離  
○遠距離
- (2) 県内旅費
- (3) 県外旅費
- (4) 宿泊費

### 【旅費の額】

第 1 条 前条に基づき支給する旅費の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地区内旅費 ○近距離 100円  
○中距離 250円  
○遠距離 500円
- (2) 県内旅費 1,000円
- (3) 県外旅費 実費支給する
- (4) 宿泊費 半額支給する

### 【委任】

第 7 条 この規定の運用に関して定めのない事項及び特別の事項のあるときは、会長が理事会に諮って決定するものとする。

### 附則

この規定は、平成12年3月5日から施行する。

## 中信柔道連盟表彰規定

### 【趣旨】

第 1 条 この規定は、中信柔道連盟会則第 26 条の規定に基づき、本会の発展に尽力し功績のあった会員及び、本会の事業に賛同し貢献をされた者（以下「表彰者」という）を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

### 【表彰の種類及び基準】

第 1 条 表彰の種類及び基準は次の各号に定めるものとする。

- (1) 永年功績 本会の役員として長年本会発展のために貢献をした者
- (2) 試合功績 大会等で特に優秀な成績をあげ、本会発展のために貢献した個人または団体
- (3) 特別功績 寄付金等の支援により本会発展のために貢献した個人または団体

### 【表彰者の決定及び表彰】

第 1 条 1. 会長は前条の規定に基づき表彰しようとするときは、理事会に諮って決定するものとする。  
2. 表彰者の表彰は、定例総会及び大会等の場において行うものとする。

### 【委任】

第 4 条 この規定の運用に関して定めのない事項及び特別の事項のあるときは、会長が理事会に諮って決定するものとする。

### 附則

この規定は、平成 12 年 3 月 5 日から施行する。

## 中信柔道連盟慶弔規定

- 第 1 条 中信柔道連盟会則第 26 条の規定に基づき慶弔規定を次のように定める。
- 第 2 条 この規定は本連盟会員の役員ならびに役員家族の不幸等にさいして慶弔の意を表すこと及び役員慶賀等に対することを目的とする。
- 第 3 条 弔慰の対象は次にかかげる場合で、基準は次のとおりとする。
- (1) 本人死亡とき 香典 1 万円以内・花輪又は生花と弔電
  - (2) 役員配偶者・父母死亡のとき 弔電
  - (3) 本院病气入院 1 か月以上のとき 見舞金 5 千円以内
  - (4) 号によるほか特別の事由があるときは理事会に諮って決定する。
- 第 4 条 本連実役員で特に慶弔に値するときは理事会に諮って決定する。

### 附則

この規定は、平成 16 年 3 月 7 日から施行する。